**○○○（事業所名）運営規程（訪問入浴サービス事業）**

こちらの例は、あくまでも一例としてお示しするものですので、各事業所の状況に合わせた内容で作成してください。

なお、この運営規程の例は、市川市の訪問入浴サービス事業に関する支給決定を受けた利用者に対してサービスを提供することを想定したものです。他市町村の支給決定を受けた利用者に対して用いる場合は、内容が異なる場合がございますのでご注意ください。

（事業の目的）

第１条　＜運営法人名（正式名称）＞が設置する＜当該事業所名＞※１（以下「事業所」という。）において実施する地域生活支援事業の訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者及び障害児（以下「利用者」という。）並びに障害児の保護者※２（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な訪問入浴サービスの提供を確保することを目的とする。

※1　法人と事業所の正式名称を記載してください

※2 事業所の対象者に合わせてください

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、訪問により居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを旨として事業を行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な訪問入浴サービスの提供ができるよう努めるものとする。

３　事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

４　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５　前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び市川市地域生活支援事業実施規則等に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　＜当該事業所名＞※１

（２）所在地　＜事業所所在地〇〇県～＞※２

※1　事業所の正式名称を記載してください

※2 事業所の所在地を都道府県名から記載してください

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、市川市が定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（１）管理者　１人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理、訪問入浴サービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）生活支援員　○人（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）

生活支援員は､・・・を行う。

（３）看護師　○人（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）

看護師は､・・・を行う。

（４）事務職員　○人（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）

事務職員は、必要な事務を行う。※

* その他、当該訪問入浴サービス事業を行う事業所において必要とされる従業者に応じて職種、員数及び職務の内容を記載してください。

例）医師・介護職員・機能訓練指導員・作業療法士など

　　最低人数を定めて、「〇人以上」と定めることも可

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　●曜日から●曜日までとする。

　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３０日までを除く。※１

（２）営業時間　午前●時から午後●時までとする。

（３）サービス提供日　●曜日から●曜日までとする。

　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３０日までを除く。※１

（４）サービス提供時間　午前●時から午後●時までとする。

（５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。※２

営業日・営業時間・・・利用者からの相談や利用受付が可能な日、時間帯

サービス提供日・サービス提供時間・・・サービス提供が可能な日、時間帯

※1 日曜日、祝日、年末年始に関わらず行う場合は、「年中無休」と記載してください。

※2 営業時間以外にも緊急連絡体制を設ける場合には記載してください。

（訪問入浴サービス事業の内容）

第６条　事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

（１）・・・

（２）・・・

（３）・・・

市川市が定める訪問入浴サービス事業は以下のとおりです。

「身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護に関すること。」

この内容を踏まえて、事業所にて実施する内容を記載してください。

（支給決定障害者等から受領する費用の額等）

第７条　訪問入浴サービスを提供した際には、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市川市が定める額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　次に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う訪問入浴サービスに要する交通費は、次の額を徴収する。

（１）事業所から片道〇キロメートル未満　〇〇円

（２）事業所から片道〇キロメートル以上　〇〇円

３　第二項の費用の額に係る訪問入浴サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該訪問入浴サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

４　第一項及び第二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

※　利用料以外で徴収する費用がある場合は記載をしてください。

具体的な内容・金額については、重要事項説明書、契約書等において明確にしてくださ

い。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、〇〇市全域とする。

* 通常の事業の実施地域については、区市町村単位を基本とします。具体的に地域を定める場合は、「〇〇市〇〇町」等客観的に区域がわかるような記載をしてください。

なお、こちらの実施地域はあくまで利用申込みの際の参考としての記載となり、設定した地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではありません。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者又はその家族は、訪問入浴サービスを利用する際に、次に規定する内容について留意するものとする。

（１）○○○こと。※

（２）○○○こと。

（３）○○○こと。

* 利用者が事業所を利用する際に留意する事項を記載します。

内容は自由ですが、利用者の権利・自由を制限するような内容とならないよう留意してください。

例）利用者の着衣及び消耗品の準備

気分が悪くなったときは、速やかに申し出る

サービス提供30分前の食事摂取の禁止

（緊急時等における対応方法）

第１０条　現に訪問入浴サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第１１条　提供した訪問入浴サービスに関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した訪問入浴サービスに関し、市川市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市川市が行う調査に協力するとともに、市川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後●か月以内※１

（２）継続研修　年●回※１

２　従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。

４　事業所は他の事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

５　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

６　事業所は、利用者等に対する訪問入浴サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該訪問入浴サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＜運営法人名（正式名称）＞※２と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

※１　研修を行う場合は記載してください

※２　運営法人の正式名称を記載してください

附　則

１　この規程は、令和●年●月●日※から施行する。

* 施行日を記載してください